

動物愛護条例を制定 人と動物に優しいまちへ



条文等詳細



議員の発案により「草加市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定

草加市議会6月定例会において、「草加市動物の愛護及び管理に関する条例」が全会一致で可決・成立しました。令和6年8月1日から施行されます。この条例は、人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の推進に寄与することによって、人と動物に優しいまちをつくることを目的に定めています。草加市議会初の政策条例の提案となり、意欲的な超党派議員らでつくるWG（ワーキンググループ）を中心に、条例案を検討し、素案を作成しました。期数や会派に関わらず条例制定を目的としたWGを結成したことも当議会では初の試みとなり、議会改革の促進に繋がりました。

条例のポイント

優しいまちを 目指して



条例に、市・市民・飼い主になろうとする者・飼い主・動物取扱業者の責務をそれぞれ明記することで、人と動物に優しいまちを目指します。

飼い主のいない 猫との関わり



飼い主のいない猫との関わりについて、無責任な餌やり等の行為と地域猫活動との違いを明記しました。

ペットと 避難



埼玉県との協力について明記するとともに、市及び飼い主の災害時の対応等について具体的に記しました。

